

水質汚濁防止法 有害物質使用特定施設 点検票

点検年月日	年 月 日 (1回/年 点検、 3年保存)
種別	実験流し・水洗式ドラフトチャンバー (いずれかに○を付けてください。)
番号又は名称	
場所	
責任者氏名	印 (氏名自署の場合は印不要)
点検者氏名	
点検の目的	有害物質が地下に浸透して地下水が汚染されることを未然に防ぐため。

水質汚濁防止法で定める有害物質1から28までを、この流しまたはドラフトで使用しますか。
 使用→○ 不使用→×

番号	有害物質名称	○×記入欄	番号	有害物質名称	○×記入欄
1	カドミウム及びその化合物		14	1,1-ジクロロエチレン	
2	シアン化合物		15	1,2-ジクロロエチレン	
3	有機リン化合物 (ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)		16	1,1,1-トリクロロエタン	
			17	1,1,2-トリクロロエタン	
			18	1,3-ジクロロプロペン	
			19	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)	
			20	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)	
4	鉛及びその化合物		21	S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)	
5	六価クロム化合物				
6	砒素及びその化合物				
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		22	ベンゼン	
8	ポリ塩化ビフェニル		23	セレン及びその化合物	
9	トリクロロエチレン		24	ほう素及びその化合物	
10	テトラクロロエチレン		25	ふっ素及びその化合物	
11	ジクロロメタン		26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
12	四塩化炭素				
13	1,2-ジクロロエタン		27	塩化ビニルモノマー	
			28	1,4-ジオキサン	

全て×の場合、点検終了です。

一つ以上○がある場合、下に続きます。

有害物質の使用方法の確認

有害物質が含まれている可能性のある洗浄水(少なくとも2次洗浄液まで)は、ポリタンク等にためて産業廃棄物として回収していますか。

(はい・いいえ)

有害物質を含む水がこぼれた時に備えて、布巾等(吸収マット、雑巾可)を常備していますか。

(はい・いいえ)

施設点検

流し又はドラフト本体に、ひび割れ又は損傷がありますか。(いいえ・はい)

流し又はドラフト本体から、液の漏洩がありますか。(いいえ・はい)

流し又はドラフト下及び周囲の床面にひび割れがありますか。(いいえ・はい)

異常の内容

処置内容及び処置日